

伊勢原市納税促進業務委託に係るプロポーザル実施要領

1 趣旨

伊勢原市では、市民サービスの質を確保しつつ、より効率的に業務を執行していくため、市税滞納金の早期徴収や累積滞納の未然防止の電話催告、公権力の行使に該当しない市税滞納整理補助事務、還付や口座振替関連の収納管理補助事務等について「伊勢原市納税促進業務委託」を行っている。

本業務は、現行の業務委託契約に引き続き、債権回収における高度かつ豊富なノウハウや優れた業務遂行能力を有する民間事業者の活力を活かして効率的に徴収することを目的とする。

これらを踏まえ、本業務の実施に当たっては、価格のみではなく優れた企画力や運営力等を有する事業者を選ぶ必要があることから、プロポーザル方式により受注候補者を選定するものとする。

2 案件概要

| 項目 | 内容 |
|------------------|--|
| 案件名 | 伊勢原市納税促進業務委託 |
| 実施主体 | 伊勢原市 |
| 担当課 | 総務部収納課 |
| 実施形式 | 公募型プロポーザル |
| 契約期間 (業務実施期間) | 令和7年6月1日から令和12年5月31日まで ※地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約 |
| 履行場所 | 伊勢原市役所本庁舎内及び伊勢原市が指定する場所 |
| 案件の目的 | 本案件は、優先契約候補者を選定するにあたり、価格のみの競争ではなく、事業者又は業務責任者の実績、経験、技術力、企画力等、受注候補者としての適格性を確認するために行うもので、プロポーザルに参加する事業者（以下「プロポーザル参加者」という。）が提出した提案書等の内容及びヒアリング等の状況を評価し、最も高い評価を受けたプロポーザル参加者を優先契約候補者として特定する。 ただし、参加がない場合又はプロポーザル参加者の中に適格者がいないときは優先契約候補者を特定しない場合がある。 |
| 委託する業務 | 別紙「伊勢原市納税促進業務委託仕様書」のとおり |
| 契約代金の支払方法 | 検査完了後、適正な支払請求を受けた日から30日以内に支払う。 |
| 提案上限額 | 提案金額の上限は、286,704,000円（消費税及び地方消費税を含む）とする。 ※契約時の予定価格を示すものではなく、本業務の最大規模を示すものであることに留意すること。 |

3 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たした事業者とする。以下のいずれかに該当しないこととなった場合は、参加資格を取り消す。

- (1) 地方公共団体に対して、本件と類似する契約実績を有すると認められること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当していないこと。
- (3) かながわ電子入札共同システムにより競争入札参加申請を行い、伊勢原市における競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (4) 伊勢原市競争入札参加資格停止等措置要領による競争入札の指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがされていないこと。
- (6) 法人税、法人市民税、消費税、地方消費税等の租税の滞納がないこと。
- (7) 手形交換所による取引停止処分を受けた日から 2 年間を経過しない者又は当該事業の入札前 6 か月以内に手形、小切手の不渡りがなく、経営不振の状況でないこと。
- (8) 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が管理する情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）、又はプライバシーマーク（PMS）の付与認定を受けていること。
- (9) 労働基準関係法令等を遵守しており、直近 1 年以内に当局から是正勧告等を受けていないこと。
- (10) 事業者の役員等（社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有すると認められる者を含む。）が伊勢原市暴力団排除条例（平成 23 年 10 月 4 日条例第 12 号）（以下、この項目において「条例」という。）第 2 条第 4 号に規定する暴力団員等でないこと。また、条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は条例第 2 条第 5 号に規定する暴力団経営支配法人等でないこと。

4 参加手続き

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、次に掲げる資料を提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書〔様式 1〕 1 部

※経営不振にない旨の誓約も兼ねる

イ 参加者概要書〔様式 2〕 1 部

ウ 類似契約実績書〔様式 3〕 1 部

※令和元年度以降の契約について記入すること。（複数案件ある場合は、直近の 5 つまで記載。）

※契約書の写し等、業務受託の事実の証明ができる書面を添付すること。

エ 収支決算に関する書類（各直近 1 年分）各 1 部

・収支決算書、事業報告書

オ 一般財団法人日本情報経済社会推進協会が管理する情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）、又はプライバシーマーク（PMS）の付与認定等が確認できる証明書の写し 1 部

カ 競争入札参加資格認定通知書等の伊勢原市における競争入札参加資格者名簿に登録されていることが判る書類の写し

(2) 提出先

伊勢原市総務部収納課 飯田・田中（〒259-1188 伊勢原市田中348）

(3) 提出方法

持参又は郵送すること。

※郵送の場合は、封筒表面に「プロポーザル関係書類在中」と明記し、後段「13 問合せ先」の伊勢原市担当まで電話にて確認すること。

(4) 提出期限

令和6年12月16日（月）午後5時まで〔必着〕

(5) 参加資格要件の確認結果

令和6年12月19日（木）に「プロポーザル参加資格確認結果通知書」により通知する。

5 質問回答

(1) 質問方法 質問書〔様式4〕を電子メールにより受け付ける。

※到着確認のため提出先に電話すること

(2) 質問受付期間 実施スケジュール記載のとおり

(3) 提出先 伊勢原市総務部収納課（syunou@isehara-city.jp）

(4) 回答方法 市ホームページにて令和6年12月19日（木）に掲載する。

※回答に対する問合せは受け付けない。

※質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

6 提案書の作成・提出

プロポーザル参加者は、次に掲げる書類を作成し、期日までに提出すること。

(1) 提出書類

ア 提案書提出届〔様式5〕 1部

イ 提案書（任意様式） 7部

※提案書は、A4版・縦置き・横書き・左綴じにて作成のうえ、30ページを上限として簡潔に記載すること。

また、提案書には、会社名、ロゴマーク、作成者が特定できる表示は一切しないこと。

※提案書の内容は、①から⑬までの順番に従い必ず記載し、参加者の提案業務や実施方法について、できるだけ具体的かつ簡潔に記載すること。

① 基本方針（業務の基本的な考え方・個人情報への取扱い）

② 業務の進行管理

③ 業務履行のスケジュール

④ 従事予定者（業務管理者）の能力・資格・キャリアに関すること

⑤ 従事予定者（従事者）の人材育成・人材確保・採用方針・雇用管理に関すること

- ⑥ 支援体制（従事者の突発的な欠員対応・業務の繁忙時の対応）
- ⑦ 業務の成果検証、分析方法、事務改善提案等
- ⑧ 収納率向上及び口座振替加入率向上に向けた取組みの提案
- ⑨ 財産調査の結果の入力を効率的に行う提案
- ⑩ 市税過誤納金還付事務及び充当事務を効率的に処理する提案
- ⑪ I C T（情報通信技術）等の活用
- ⑫ 苦情処理・トラブル発生時の対応
- ⑬ 導入予定の電話催告システムの概要及び維持管理体制

ウ 見積書（任意様式） 1部

※5年間の総額（消費税等を含む）を記載し、内訳を明記すること。

(2) 提出先

伊勢原市総務部収納課 飯田・田中

（所在地：〒259-1188 伊勢原市田中348番地）

(3) 提出方法

持参又は郵送すること。

※郵送の場合は、封筒表面に「プロポーザル提案書類在中」と明記し、後段「13 問合せ先」の伊勢原市担当まで電話にて確認すること。

(4) 提出期限

令和6年12月25日（水）午後5時まで

7 プレゼンテーション及びヒアリング等の実施

(1) 日程

ア 期日

令和7年1月15日（水）予定 ※詳細の時間は改めて通知する。

イ 場所

伊勢原市役所内会議室 ※詳細の場所は改めて通知する。

（所在地：伊勢原市田中348番地）

(2) 方法

ア 提出された提案書等に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

イ 1提案者当たりの時間は50分程度（事前準備5分、プレゼンテーション35分、ヒアリング10分以内）とする。

ウ プレゼンテーション等は非公開とし、出席者は本業務に関わる予定の者3名以内とすること。

エ プレゼンテーション等に求める内容は、提案書（任意様式）に関するものとする。

オ 提案者は、プロポーザル参加者を特定できるような発言はしないこと。

カ プレゼンテーションでは、本市でスクリーン及び電源延長ケーブルを準備するが、プロジェクター等その他必要な電子機器等は、すべてプロポーザル参加者で用意すること（電源は貸与する）。

8 審査方法等

優先契約候補者の選定にあたって、庁内に本プロポーザルに係る審査委員会（委員は5人）を設置し、当該審査委員会において、参加者からの提案書の書類審査及びプレゼンテーション・ヒアリング内容を審査基準により採点し、最高得点を得た事業者から順に契約候補者及び次点契約候補者を選定する。

なお、同点の場合は、見積金額が最も低い事業者を優先契約候補者を選定するとし、見積金額も同額の場合は、「事業者の業務実績：過去5年以内の地方自治体同種業務受託実績」項目の得点が高い者を優先契約候補者として選定する。

また、優先契約候補者が辞退する等で契約が不成立となった場合は、次順位者を繰り上げて優先契約候補者として選定する。

9 評価及び結果通知

(1) 審査基準及び配点

別紙「審査基準及び配点表」のとおり

(2) 結果通知

各参加者へ個別に郵送する。（発送前に電子メールにより伝達）

なお、審査の結果は、市ホームページにて公表する。

10 実施スケジュール

| 項番 | 実施事項 | 期限日時等 |
|-----|---------------------------------------|---------------------|
| (1) | 募集開始日 | 令和6年12月4日（水） |
| (2) | 参加表明書の提出 | 令和6年12月16日（月）午後5時まで |
| (3) | 質問期限 | |
| (4) | ・プロポーザル参加資格確認結果通知日 ・プレゼンテーション日程通知日 | 令和6年12月19日（木） |
| (5) | 回答日 | 令和6年12月19日（木） |
| (6) | 提案書提出届等の提出期限 | 令和6年12月25日（水）午後5時まで |
| (7) | プレゼンテーション、ヒアリング | 令和7年1月15日（水）の指定時間 |
| (8) | 審査結果通知日 | 令和7年1月22日（水） |
| (9) | 契約締結予定時期 | 令和7年5月下旬 |

11 辞退及び失格について

(1) 辞退について

ア 提案書類を提出後に辞退する場合は、辞退届（様式6）を提出すること。

イ 本案件以外の発注に関し、本案件の辞退を理由とした不利な取扱いを行わない。

(2) 以下に該当した者は失格とする。

ア 提出すべき書類について提出方法及び提出期限を守らなかった場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 審査の公平性を害する行為があった場合

- エ 他の提案者と提案内容等について相談した場合
- オ 選定結果に影響を与えるような不正又は不誠実な行為を行った場合

1 2 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルは、本件に係る令和7年度伊勢原市一般会計予算成立を前提とした年度開始前の事前手続きであり、予算成立後にその効力を生じるものである。
- (2) 提案書の作成及び提出等、本プロポーザル手続きに各参加者が要した費用は、それぞれ各参加者の負担とする。
- (3) 伊勢原市は、提出された書類は返却しない。また、提出された書類について、提出した者に無断で本プロポーザル手続きの目的以外に使用しない。
- (4) 伊勢原市は、提出された書類について、伊勢原市情報公開条例の規定による請求に基づき、第三者に開示することがある。

1 3 問合せ先

伊勢原市総務部収納課 飯田・田中
電話 0463(74)5489
FAX 0463(95)7612
電子メール syunou@isehara-city.jp

審査基準及び配当表（参考）

〔書類審査〕

| 評価項目 | | 評価基準 | 配点 |
|-----------|--------------------|--|----|
| 実施体制・業務実績 | 組織、人的基盤 | 当該業務の遂行にあたり、十分な体制を有しているか | 10 |
| | 事業者の業務実績 | 過去5年以内の地方自治体同種業務受託実績 | 20 |
| | 財政基盤、決算状況 | 当該業務の遂行にあたり、財政基盤に問題はないか | 10 |
| 提案書内容 | 基本方針、業務進行管理 | 業務の基本的考えや個人情報の取扱い、進行管理・スケジュールが適切であるか | 10 |
| | 業務執行体制 | <ul style="list-style-type: none"> ・当該業務執行の従事予定者（業務管理者・従事者）が適切であるか ・支援体制（従事者の突発的な欠員や繁忙期の対応等）は適切であるか | 20 |
| | 業務成果検証、事務改善 | 業務の成果検証や分析方法、事務改善提案は適切であるか | 10 |
| | 収納率向上及び業務効率化に資する提案 | <ul style="list-style-type: none"> ・収納率向上及び口座振替加入率向上に資する取組みの提案であるか ・財産調査の結果入力を効率的に行う提案であるか ・市税過誤納金還付事務及び充当事務を効率的に処理する提案であるか ・ICT（情報通信技術）等の活用を資する提案であるか | 20 |
| | トラブル対応、電話催告システム | <ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理やトラブル対応が適切であるか ・電話催告システムの維持管理や運用が適切であるか | 10 |
| 見積額 | 見積金額 | 配点（10点）×（全プロポーザル参加者内の最低提案見積金額）／（提案見積金額） ※評価点は、小数点以下を切り捨て | 10 |

計120点×5

〔プレゼンテーション〕

| 評価項目 | 評価基準 | 配点 |
|-----------|--|----|
| プレゼンテーション | 提案説明に関する知識や情報を十分に備えており、業務に対する取組意識が強く感じられたか | 15 |
| ヒアリング | 質問の内容を正確に理解し、的確で明瞭な応答ができるか | 15 |

計30点×5